

第5回映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成27年12月22日（火）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成27年12月22日（火）午前11時45分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 佐々木雄司君 4 番 保田 守君 6 番 治徳 義明君
7 番 原田 素代君 10 番 北川 勝義君 13 番 岡崎 達義君
15 番 小田百合子君
- 5 欠席委員
な し
- 6 証言のために出席した者
市長 友實 武則氏
- 7 弁護士 水谷 賢氏
- 8 事務局職員出席者
主 幹 黒田 未来君 主 査 青木 智彦君
- 9 協議事項 1) 映画製作に係る製作協力に関する調査について
2) その他
- 10 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（小田百合子君） 第5回映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会を開会いたします。

まず、最初にお諮りしたいのが傍聴人の扱いについてですが、大勢の方が来られて入られていない方もあります。特別に許可をすること、よろしいですか。全員よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） では、傍聴人を許可しますので、待っていらっしゃる方を入れてあげてください。

それでは、協議に入ります前に、本日参考人として市長の出席を求めています。市長から補佐人として弁護士を同席させたい旨の依頼がありました。

これをどう扱うかを皆さんにお諮りしたいと思います。

特別委員会への弁護士同伴について。平成27年12月4日付、赤市議第253号において、映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会への出席要求を受けているところです。当該委員会は、議会に認められた強い調査権限を持った委員会であります。その趣旨にのっとり、市長としてその場での発言を通して法的観点を含めた事務処理が適切なものであったことの説明責任を果たしていくため、下記弁護士を同席させていただこうと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

記として、弁護士氏名、小林裕彦弁護士。

これが市長のほうから3日前に出されております。通常は委員会への委員外の方を傍聴人以外で同席していただくということではできませんので、それを皆さんに諮って、特別に許可するかどうかを決めたいと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） あくまで証人喚問という形をお願いしているわけではなくて、参考人としての出席をお願いしています。なおかつ、1度目はお断りになった上の2度目です。本来でしたら、御自身が誠実に対応されるということを以前からお話しされていたわけですから、率直にお話しをしていただくことが当然だと思います。なぜ弁護士が必要なのか、理由がわからないと思います。今回は参考人としての御出席ですから、弁護士の必要はないと思うので、私はそれについては反対です。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 私もよう百条委員会に呼ばれたり、いろいろありました。何を思うて何が目的でやられとんかわからんですけど、当然、この間私が聞いたときには、いろいろな書類を出すときに、よろしいか言うたら、委員長が弁護士と相談して問題ありませんと言われま

した。そうですね。それで、その当時はまだ弁護士は決まっておられません、予算が議決されていないから。しかし、そのことをどうこう言うつもりはありません。委員長、副委員長にお任せしとるということじゃったんで、後で。だから、私はこういうふうによき弁護士がどなたかわかりませんがつかれておられる、僕もそのとき来たことがあります。僕は当然、僕も請求を要求して、一つずつの言葉尻をとられるとかいろいろなことがありましたので、弁護士を同席させてやらせていただきました、認めて。だから、私は当然市長の言われることも、この百条委員会が要求することも同じなので、同等に扱うべきで、専門的なことはわからないんで、市長がわかるんじゃないかとよろしいが、わからんと思いますんで、同席したいというお申し出があったらしたほうがそれでスムーズに進行していくんじゃないかと思うんで、これはちょっとわかりませんから答えられませんというようなことじゃのうて、今証人喚問云々の話がありましたが、それでまだはっきりできんのじゃったら証人喚問するとか、方法論はいろいろあると思うんで、同席を認めるべきだと私は思っております。

○委員長（小田百合子君） ちょっとお待ちください。

私も冒頭にいろいろとほかのことを諮りましたので、うっかりしておりましたけども、当委員会に対して、水谷弁護士に御協力いただくことで、はい、お願いしております、契約も済ませておりますので。

済みません、水谷先生、一言。

○弁護士（水谷 賢氏） 岡山弁護士会所属の水谷と申します。40年くらいやっています。よろしくをお願いします。

○委員長（小田百合子君） 済みませんでした。

じゃ、次に治徳議員。

○委員（治徳義明君） 済みません。先ほど、市長の文書が公開されましたけれども、参考人であろうが証人喚問であろうが、非常にこの百条委員会、重い委員会であります。参考人だったから軽率な発言というのは許されない話でありますので、百条委員会側も水谷先生来られておるわけでありまして、市長が参考人、弁護士は私は構わないと、このように思います。

○委員長（小田百合子君） はい、保田委員。

○委員（保田 守君） 私はこの前に、この前参考人で来られなかったんで、今回参考人でぜひもう一遍言うてくれと言うたのは、物事を今みんな厳しい目で進めとんですけども、私は市長の本当の思いというんですか、そういうものも聞いてみたい。今まで市長がある部分、独断でされた部分もあるけども、そんなこともひっくるめて、追及するとかというんじゃないしに、参考人の中で、もっと本人の話をきょう一日聞いてみたいと思うんです。だから、弁護士とかなんとかというかた苦しい部分のもんじゃないしに、ちょっとそういう話をしてみたいんで、今回は弁護士必要ないと私は思います。

○委員（治徳義明君） 済みません。あの……。

○委員長（小田百合子君） ちょっと待ってください。皆さんに、一人一人聞いてますから。
岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） やはり参考人といえども、いろいろ言葉の重みもありますし、それと法的な問題もありますので、議会の側だけ弁護士をつけて、市長のほう参考人に弁護士が不必要ということはないと思いますので、私は必要だと思っております。

○委員長（小田百合子君） じゃ、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 私は必要ないと思います。理由は、弁護士をつけることについてはやぶさかではございません。それは、後ほどいろいろ御相談されたらいいということでありましょうし、冒頭委員長が申したとおり、こちらの委員会については基本的に傍聴人以外はというような話でありますから、特別に許すだけの事由は認められないと、私はこういったぐあいだと思いますので、必要ないと思います。

○委員長（小田百合子君） 最後に私も意見を言わせていただきます。

本来、委員会というものに他の人を同席させるということは、証人喚問以外には認められていないことです。委員会側に弁護士をつけているということは、私たちが間違った進行をしないようにアドバイスをさせていただくってということで、きょうは純粋に市長の意見を聞くというためにやっておりますので、私は市長の証人喚問でないときの補佐人は必要ないと思います。

一応、意見を皆さん聞きましたので、反対多数ということで市長の補佐人は認めないということに決定いたします。

○委員（北川勝義君） ちょっと委員長。

○委員長（小田百合子君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 委員長が言われるんじゃないたら、委員長、副委員長、委員会の運営を任せよんじゃから僕はそれでええんじゃないけど、そうじゃのうて、そういうとり方じゃのうて、賛否をとるんじゃないたら、今賛成者は要請してもいい3人、反対者は3人、そこで委員長決裁で決めなんだらいけんのんで、それを今ここで、そもそも委員長決裁というたら進行をスムーズにしていくことじゃから、そこは委員長の判断にお任せするんじゃないけど、そういうことを決めていただいたほうが、今言われたんで、賛成多数じゃ言うたんじゃわからんのんで、賛否をとったほうがぴちっとすると思うんです。そうしてください、そのほうがよろしいから。

○委員長（小田百合子君） では、市長の補佐人について、同席することを許可することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（小田百合子君） ありがとうございます。

同席に反対の方の起立を求めます。

〔反対者起立〕

○委員長（小田百合子君） ありがとうございます。

3対3の同数でありますので、委員長決裁により、同席に反対とします。

それでは、これから協議事項に入ります。

本委員会に委任された映画製作に係る制作協力に関する調査についてを議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、参考人として友實武則市長の意見を求めます。友實武則市長の入室を認めます。

済みません、再度お諮りします。

補佐人としてでなく、この部屋に傍聴人として入られることを許可してもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） 異議ありませんね。異議がなければ、それでは補佐人の傍聴人としての入室を許可します。

暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時17分 再開

○委員長（小田百合子君） お待たせしました。再開します。

友實市長には、きょうはお忙しいところ出席してくださってありがとうございます。

これから、前もって提出しておいた質問項目に沿って御意見をいただきたいと思えます。

まず1番目に、松竹、エネットとの接点及び紹介者は誰かということについてお答えください。

市長どうぞ。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 済みません、きょうはよろしく願いいたします。

まず冒頭に、きょうの参考人として意見を述べるに当たっての、私からポイントを確認させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○委員長（小田百合子君） はい、どうぞ。

○市長（友實武則君） 私の解釈として、本日の議論の論点としては大きく4点と考えております。

まず第1には、先ほど委員長からもおっしゃったように、私が松竹撮影所あるいはエネットと接点を持つに至った経緯及び紹介者です。紹介者が信頼に足る人物であって、紹介は全て善意に基づくもので、一切の疑惑のないもの、そういったことを説明をさせていただきます。

それから、第2でございますが、協定書、覚書を平成26年6月2日に作成した経緯についてお尋ねでございますが、この日に協定書、覚書を作成する必要がなぜあったのか、議会軽視という批判が当たらないということを御説明させていただきます。

第3に、製作実行委員会についてでございますけども、製作実行委員会の事務局を市役所総合政策部秘書企画課に置いた理由や実行委員会の役割や市職員のかかわりについて、丁寧に説明をさせていただきます。

第4でございますけども、協賛金についてでございます。協賛会社、これは映画に協賛によって得られる利益を考慮して、広告宣伝のために協賛金を製作会社のエネットに直接支払っております。地方財政法4条の5項の強制的な寄附金の割り当て、徴収に該当するのではという懸念には当たらない、市の倫理規程にも違反していないということを説明をさせていただきます。

そういった4点にポイントを置いて、順次お答えをさせていただきます。

まず、松竹、エネットとの接点、紹介者は誰かということでございますが、これについてお答えします。

まず、平成26年3月、株式会社松竹撮影所の北川社長と初めて面談する機会があって、その中で特産物をテーマとした映画の話になって、赤磐市でのロケのチャンスということで、ぜひとも赤磐市でお願いしたところから始まりました。その後、5月2日に北川社長の会社の方が市役所のほうへ来られまして、映画の大枠あるいは協力方法等について確認をしたところでございます。

また、エネットについては、平成26年7月28日に映画のシナリオハンティングで来庁されたとき、初めてお会いしたものでございます。

その中で、特に平成26年3月でございますが、北川社長と出会ったわけでございます。この経緯についてお話しさせていただきます。

少し、この映画とは離れたところから話がスタートしますけども御容赦ください。

これは平成26年3月ですけども、市議会議員の皆様はよく御存じだと思うんですけども、ちょうど赤磐市の市民病院が診療所が変わるということで、常勤の医師が突如退職をされました。その後に私はこの赤磐市で常勤的に勤務していただける医師を探すために、たくさんの方に協力をお願いしました。その中で、医師や医療法人の方々に紹介をお願いすることをしてきました。数々の方とお会いしてお願いをしていたわけでございますけども、その中でオオシマさんという方と出会いを持ちまして、このオオシマさんはそれまでの経験や人脈で芸能関係や広告宣伝等に係る業務を行っているということで、もちろんこの医療関係の方にも知り合いがたくさんいるというふうなことを聞いております。この方の紹介で、話の中では医師確保には直接はつながらないんですけども、赤磐市の将来のPR等に役に立つかもしれないから、株式会社松竹撮影所の北川社長と会わないかというふうに言われて、これは将来的にも有効かもしれないと思って、ぜひともお会いするようにとお願いをして実現したものでございます。

以上です。

○委員長（小田百合子君） ちょっと話の腰を折るようですけども、オオシマさんが北川社

長につないだという理解でよろしいんですか。

○市長（友實武則君）　そうです。

○委員長（小田百合子君）　わかりました。

では、2番目の協定書、覚書を確認、締結経緯等細部説明をお願いします。

○市長（友實武則君）　わかりました。

協定書、覚書についてでございますけども、これも平成26年3月末に、先ほども言いましたが、松竹撮影所の北川社長と初めてお会いして、その話の中で特産物をテーマとした映画を製作しているというお話になりました。赤磐市でのロケがもし実現したら、非常に市民の皆様にも喜んでもらえるという思いはありました。そういったところから、赤磐市でのロケを考えてもらえないかというお願いをしたところが始まりでございます。

その後、同年の5月2日、松竹撮影所の方が赤磐市に来庁されまして、映画の大枠や協力方法等について協議を行って、それでもよければという話で話が進んでまいりまして、同じく5月12日に総務文教常任委員会で映画製作に協力することについての説明をさせていただいて、おおむねの御了解をいただきました。そして、同年5月19日には職員を派遣して「種まく旅人」シリーズの第1作目の舞台である大分県の臼杵市役所へ出向き、経過や協力体制、負担金等について調査をしてまいりました。その後に株式会社松竹撮影所との間でさまざまな調整を行いました。

協定書や覚書について調整が整ったということで、平成26年6月2日、ここの議会、赤磐市議会の全員協議会において映画製作に関する協力をすることによって説明をさせていただき、これもおおむねの御了解をいただいたと判断いたしました。その後に、赤磐市が実行委員会を設置して5,000万円程度の協賛を募ることや、市の負担金としてその中の540万円を6月補正予算として提出するという事をお諮りし、その後、15時から協力についての協定書を松竹撮影所と締結して、その後に定例の記者会見を行って記者発表をするというようなことを説明させていただいたところです。

この協定書や覚書について、できることなら6月補正の予算の議決を待って締結するということを基本にしたかったのですが、この7月の桃の収穫期、最盛期に製作会社のほうにこの赤磐市の全体を見ていただきたい、翌年に向けての準備にある程度入っていただきたいということで、6月の当初に締結させていただいたということでございます。

それから、映画製作に関する製作協力に関する覚書を別途結んでおりまして、協定書の第2条に規定する製作協力の具体的内容について規定しての協定を結んでおりまして、協定書と同様に、赤磐市と株式会社松竹撮影所、株式会社エネットの3者でこの協定が締結されました。内容については、製作の協賛金、負担金、それからそれらを補足する事項、これを規定しています。内容的に重要なのは、赤磐市が実行委員会を組織すること、そしてこの実行委員会が製作協賛金として5,400万円を調達してくること、この5,400万円の一部に赤磐市がお支払

いする540万円を議会の補正予算の可決を条件として負担するということを規定していること
でございます。

そして、平成27年7月16日ですが、映画製作に関する製作協力に関する覚書の2というのを
締結しております。これについては、本映画の内容、目的、協賛金について、製作スケジュール、
協議事項等を規定しておりまして、実行委員会と松竹撮影所、株式会社エネットの3者で
締結しております。この覚書の2におきまして重要なのが、3条の4項というところに規定し
ているんですけど、実行委員会が集める協賛金に不足が生じた場合、この場合には株式会社松
竹撮影所及び株式会社エネットが集める協賛金の中から補填していただくということを明記し
たものでございます。

覚書、協定書については以上です。

○委員長（小田百合子君） 今、1つどうしても市長がおっしゃったことがわかりませんの
で、言わせていただきますけども、5月12日に委員会において説明をして、そこでおおよその
了承をいただいたというふうな説明でしたけども、ここに5月12日の総務委員会の議事録があ
ります。この中にはその話は一切出てきておりませんが、これはどういうことですか。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 5月12日ですか、総務委員会では、この映画についてはまだ協定書が
結ばれておりませんでした。また、松竹映画のほうから、映画については商品性が非常に厳格
でないと、いろんなところへ情報が流れていくと商品価値がなくなるということで、先に先に
公開の場で言うのはやめてくれという話があったそのために、総務常任委員会では協議会に切
りかえて協議会の場で各委員さんに説明をさせていただいておおむねの了解をいただいたとい
うことで、常任委員会の本委員会のほうへはお諮りできなかったということでございます。

○委員長（小田百合子君） 私もその当時は議長でしたので、同席しておりましたけれども、
そういうことが委員会の中では一切ありませんでした。恐らく委員会が済んでからお話しにな
ったことじゃないかなと思いますので、そのところは次のときには訂正してください。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） 5月12日のことですからね。

友實市長。

○市長（友實武則君） 申しわけありませんけど、総務常任委員会の協議会で説明をしたとい
うことは事実のまんまなんで、訂正するところがないんですけども。

○委員長（小田百合子君） 協議会に切りかえたというあとが残っておりません。それで申し
上げてますので、また次の機会です。

では続いて、協賛金、寄附金の管理状況と事務手続にかかわっている人員についてお答えく
ださい。

○副委員長（佐々木雄司君） 済みません、私語をやめていただけますか。

○委員長（小田百合子君） 先に進めます。後で考えますので。はい、わかっております。

市長、済みません、あとの協賛金、寄附金の管理状況と事務手続にかかわっている人員をお願いします。

○委員（治徳義明君） 3番が抜けてます、3番です。

○委員長（小田百合子君） 製作実行委員会、あ、済いません。

製作実行委員会を総合政策部秘書企画課に置いた理由と役割の説明をお願いします。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 製作実行委員会を総合政策部秘書企画課に置いた理由あるいはその役割ということでございます。説明します。

製作実行委員会は、同委員会の規約で赤磐市を全国にPRするために同映画に関する広報及びそのほかの諸活動を行うという業務としてます。

赤磐市としては、この映画の作製、撮影及びその公開を通じて、赤磐市の持つ各種の資源、魅力、すばらしさを全国に向けてPRすることができて、また同時に農業自体の魅力、そしてすばらしさをアピールすることにもなって、赤磐市の特産品を初めとして農産物の販売促進、販路の拡大、あるいは観光客の誘致、ひいては移住、定住の促進や企業の誘致の促進に結びつけることが期待されました。同映画の作製について、市としては協力していくことが、前述のような意味で赤磐市の発展に大きな資源となっていくと認めているところではあります。極めて有意義だと考えました。これを赤磐市の市制10周年記念事業の施策として取り組んで、力を込めて推進しているものでございます。

したがって、赤磐市の職員が同映画の製作に協力して市民の皆様と一体となって参加していくことは、赤磐市の公益に寄与することが多大でございます。赤磐市の職員が業務としてかわることは当然だという考えです。この業務について、広報業務の一環として秘書企画の事務分掌となることから、製作実行委員会の事務局について総合政策部の秘書企画課に設置しているところではあります。同様に、赤磐市の花火大会においては、商工観光課のほうへ事務局を置いているようなことも事例としてございます。なお、このようなことから、秘書企画課職員が本件映画に関して行っている業務及び活動は、市の広報業務に含まれるということでございます。特に問題はないと考えております。

また、製作実行委員会の業務についてでございますけれども、劇場用の映画「種まく旅人3」、これはまだ仮題でございますけれども、製作実行委員会規約の第3条において、製作実行委員会の業務の範囲が以下のように規定されています。第3条を読み上げますと、実行委員会は次に掲げる事項を行う。岡山県及び赤磐市を全国に認知してもらうため、映画に関する広報に関すること、2番目としては、赤磐市制施行10周年記念事業への協力に関すること、映画製

作のための協賛会社の募集、協賛金の収集及び管理に関すること、4番目としては、前項に掲げるもののほか必要な事項に関することという規定になっております。

理由及び役割について、以上でございます。

○委員長（小田百合子君） 済いません、さっきは失礼しましたけど、では次に協賛金、寄附金の管理状況と事務手続きにかかわっている人員をお答えください。

○市長（友實武則君） まず、重要なことですが、協賛金及び寄附金というふうになってますけども、寄附金については一切いただいておりません。依頼もしてございません。

協賛金については、協賛会社から株式会社エネットに直接支払われております。このために、製作実行委員会及び赤磐市においては、協賛金については一切の管理をしておりません。そのための事務手続もないので、お答えは以上になります。

○委員長（小田百合子君） お聞きいたしました、やはりこれまでの委員会、本会議場でのおっしゃってきたことと少し内容が食い違ってきていると思うんです。ですから、市長はきょうそういうふうに答弁書を用意なさってこられました、それを事後提出していただきたいと思えます。

それと、きょうお答えになった中で何か質問があれば、委員のほうからお願いします。

原田委員。

○委員（原田素代君） 市長、ありがとうございます。

きょうは2度目の参考人の出席を求めた日です。1度目に、市長のほうから書面でお断りの書面をいただいたということを委員長から聞いております。その際の断る理由の中に、参考人出席要求書中の4、意見を求める事項の記載が概括的で判然としないため、より具体的な質問事項を記載した書面を請求したが、それに対して応えていただけなかったというふうに理由を説明されておりますが、こちらの委員会としては前回と同様の質問事項で出席依頼をしています。前回は記載が概括的で判然としないという理由でお断りになったのに、今回なぜおいでになったのでしょうか。その前回と今回の違いを教えてくださいたいと思えます。

○委員長（小田百合子君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 前回、確かにそういう理由で延期をお願いして、その延期が認めていただけなかったということで12月4日の委員会については欠席をさせていただくよう届け出をさせていただきましたが、その際に、委員長及び副委員長からお話をさせていただいて、概括的なことではあるんですけども、何点かの確認をしておかねばならないなというようなことははっきりわかったので、そういったことを準備するために活動を開始して、きょうに至ったわけでございます。具体的に言いますと、この協賛をいただいている各企業あるいは団体に、18社、団体あるわけなんですけども、個々にこの百条委員会の経過を説明することと、それからこの委員会で恐らく求められるであろう企業名、そういったことについてここで発言することを了解をいただこうというので1社ずつ歩きました。その結果をもって、きょうは出席に臨ん

です。そのための時間も必要だったということでございます。

以上です。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 詳細についてはまた次の回でお聞きしようと思います。

もう一つお尋ねしますが、最近、第1回の参考人出席要求をお断りになった後、山陽地区の区長会、町内会長さん全員が集まる席で、市長のほうからこの百条委員会について30分間お話があったというふうに聞いております。私は、委員の一人として委員会に呼ばれて出席もしない市長が、なぜそういうよそのところで地域の方に御自分の一方的な見解を披瀝されたのか、違和感がありました。それについてはどういうお気持ちでお話しされたのか、それからその中身について、今のようなお話だったのかを含めて、どういうお話をされたのか、その2点についてお尋ねします。

○委員長（小田百合子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） まず、4地域の区長会でこの百条委員会についての説明をさせていただいたところでございますが、これは多くの区長さんから百条委員会が一体どんなになっとなかよくわからない、経過についてもよくわからないということをとくさんの方からお聞きしているところでございます。そうしたところから、経過及び何を調査されるのか、こういったことを説明に上がった次第です。そもそも地域の市民の皆さんは、この地方自治法第100条の規定に基づく調査委員会がどういうものか、それさえも詳しく知らない方がたくさんおられる中で、新聞、テレビ等で大きく報道されております。これらに対して、心配をしている方、不安に思われている方がたくさんいるということをお聞きしたことから、きちんと説明をするべきだということで、この調査委員会で調査をする事項、1から5項目ございますが、この内容、それからこれまで赤磐市議会等で説明してきた内容の範囲の中で区長さんたちに説明したということでございます。詳細な説明は、ここの私が参考人として発言する、そういうところまでの踏み込んだ説明はしておりません。この議会の中での議論あるいは説明、そういったことにとどめております。

以上です。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） きょう余り細かいところまで話をしないようにというふうに委員長からあらかじめ言われておりますから、ただ1つだけ、百条委員会の主体は議会です。議会が百条委員会を運営していきます。それに対して、対象となったのは市長なわけです。当然説明責任を果たします、誠実に対応されますというふうに市長は百条始まる前からおっしゃっていたにもかかわらず、最初の参考人出席をお断りになった。その後、地域の方から聞かれたから僕は百条について説明しました。これはかなり勘違いではないかと私は思うわけです。本来私たち百条委員会の側が説明する分とも、対象となっている、参考人として出席を求められて

いる方が百条の説明をする、それはそもそもまず参考人として出てきたならいざ知らず、参考人の出席を断りながら御自分が参考人の立場でありながら百条はこうですなどというのは、全くおっしゃる立場ではないのにおっしゃっちゃったんじゃないんですか。そこの自覚はないですか。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 先ほども言いましたように、12月4日の欠席をさせていただいたことについては先ほど申し上げたとおりで、特におかしいと思うようなところはありません。それから、区長会で説明させていただいたのも、参考人の供述を前もって区長さんたちにお知らせするという内容ではなくて、それまでの経過あるいは調査しようとしている内容についてを説明したままで、これを行うことで区長さんたちの理解は深まったということをお聞きしております。これについて、事実を言ったまでのことで、ここの参考人で供述しようという内容には踏み込んでいないということを申し上げておきます。

以上です。

○委員長（小田百合子君） ちょっと、はい。

○委員（原田素代君） 最後一言だけ。

あくまで参考人として委員会は求めたわけです。だから、市長がおっしゃるように、まあきょう弁護士の立ち会いも含めて要望されましたけど、私どもは、先ほど保田委員もおっしゃってましたけど、まず御自身がどういう思いでこの経緯を語ってくださるのかというのを聞きたかったわけです。ですから、この委員会では拒否しているながら地域の方に求められたらそれをしゃべるといのは、これは全く本末転倒だと思っているので、またそれは今後にしたいと思います。

以上にします。

○委員長（小田百合子君） 市長、一言申し上げておきますけれども、百条委員会のことは私のほうにも随分と問い合わせが市民の方々から来ております。私どもには区長会を利用して説明するっていう方法はありません。ですから、全てまだこれから始まるんですっていうふうにお答えして、きょうの22日の百条委員会が済んだら質問には応じられます、そういうふうにしております。市長の立場というものをそういうふうにご利用されるということには、やはりおかしいのではないかなと思いますけど、それについてはどう思われますか。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（小田百合子君） 友實市長。

○市長（友實武則君） これについては、多くの区長さんたちからどういうことかわからないと、できることなら説明していただくとありがたいという声に応えたまででございます。

以上です。

○委員長（小田百合子君） わかりました。

○副委員長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい。

○副委員長（佐々木雄司君） 今回のことに関連しまして、私、ちょっとお話が委員の質問と合っていないのかなあと思ったりしています。百条委員会のことについて市長がお答えになられる権限というかお立場って何なんですか。百条委員会は我々ですよ。百条委員会のことに関しては百条委員会に聞いてくださいというお答えをされるのが普通じゃないんですか。そのことをおっしゃられているんじゃないんですか。それを百条委員会にかわって何をお話しされてらっしゃるんですか。我々この中の申し合わせ事項で、市役所のほうにも届けてますけども、公式な発表は委員長からということになっているんです。それを何で市長がかわりになってお答えいただけるんですか、公式な場で。

○委員長（小田百合子君） 友實市長。

○市長（友實武則君） これは、先ほども言ったように、そういった市民の多くが不安になっている、心配されているということにお答えするために、あくまでも一般論でお答えをする、説明をするということをしていただいております。

以上です。

○委員長（小田百合子君） 済みません、市長にことごとく反論する気はこちらには本日はありません。しかし、市長はきょうもしっかりとした資料や答弁書を準備してきて、それを読まれておりました。恐らく、区長会の席でも答弁書的なものを持って行って説明されたんじゃないでしょうか。それは間違ったことを言うわけにはいきませんから。そういったどんな資料を用意して行って説明されたかを、私どもには全然わかりませんので、それを提出してください。

ほかに。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 内容について市長にお尋ねしたいんですけれども、私ちょっと簡単に記録したんで、間違ってたらまた訂正していただければと思いますが、寄附金はもらっていない、依頼もしていない、協賛金については赤磐市は一切かかわっていないので、事務手続は一切していないということだったと思うんですが、覚書の中の第1条で、協賛金について、甲は実行委員会を組織し、実行委員会は製作協力協賛金の収集及び撮影協力を行うものとするということになって、4項までありますね、覚書の2のほうにもそういうことがあるんですが、これは赤磐市が一切かかわっていないということにはならないんじゃないんですか。その考え方というのに少しそごがあると思うんですが、市長の方から説明をお願いしたい。

○委員長（小田百合子君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 覚書等で協賛金については実行委員会で口座を設けて、そこに入金し

ていただいて管理をしてエネットさんのほうにお支払いするということを想定して準備をしてきました。しかしながら、これを税務署等と税務関係の協議をしてまいりましたら、実行委員会に支払った場合には広告宣伝費としての経費処理は認められないということでした。そこで、実行委員会、それからエネット、それから協賛会社と協議した結果、この製作の協賛金については直接エネットさんのほうに支払って、経費処理について広告宣伝費としての経費処理が可能となるようにということで、3者の協議の結果そういうふうにさせていただいて、その結果、実行委員会のほうに協賛金の支払いをいただくようなことにならなかった、またそれと同時に事務も発生しなかったということでございます。

以上です。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 3者で契約なさってますよね。3者で契約なさって、甲がいろいろ実行委員会のことに関して組織した上でいろいろな責任も負うというふうに書かれている以上は、いろいろな事務手続の報告というものはあってしるべきじゃないかと思うんですが、そういうのは市のほうへは報告なんかはないわけですか。

○委員長（小田百合子君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 報告はございました。協賛いただいた企業さんからの契約書が締結できた、あるいはその契約書の契約に基づいての振り込みがあった、そういう報告は逐次受けております。

以上です。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） その経緯の書類っていうものは残さずに、実行委員会のほうで全て保管しているということですか。市の方へは書類的なものの報告っていうものはないとことなんですか。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） そういう報告は全て口頭で行われてきたわけで、私どもで文書でもってのやりとりはしておりません。

以上です。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 市のほうが、また何度も言いますように、組織して、実行委員会は製作協賛金の収集及び撮影協力を行うものとするということになりますと、市のほうがかなり責任も重くなってきますよね。その場合に、書類的なものを残さずに、市のほうが管理ということですか、実行委員会に対していろいろなことの責任というのはとれるんですか。そこだけちょっと。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（小田百合子君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 実行委員会として、協賛会社と契約に基づいて協賛をいただいているわけございまして、そのためには契約書を作成して実行委員会、そして株式会社エネット、そして協賛会社、3者の契約が生じておりますので、この契約書というのは実行委員会のほうで保存もしております。

以上です。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） ちょっと岡崎副議長とダブるんですけど重要なことなんで、先ほど市長のほうからは今回は協賛金であり寄附金ではなかったと、こういうことで、協賛金についてはエネット社と協賛していただいた企業さんが直接取引したと、こういうことですよ。それで、赤磐市はもちろん実行委員会、口座はつくられているんでしょうけども、口座すら経由をしていないと、こういうふうな理解でよろしいですか。

○委員長（小田百合子君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 協賛金の授受についてですけど、これは実行委員会と先ほども言いました協賛会社とそれからエネットさんと3者の契約に基づいて支払うということで、その支払い先がエネットさんの管理する口座であるということございまして、実行委員会がこの契約等に無関係ではないです。

以上です。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） それともう一点、先ほど5,400万円が仮に集まらなかったときに松竹のほうで補填するというふうなことの御説明でありました。そういうことでよろしいんですか。

○委員長（小田百合子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 覚書の2号の内容ですけども、赤磐市において協賛金を各社依頼をして、協力をして調達を進めていくわけなんですけども、これがかなわなかったときには、赤磐市の実行委員会とは別に松竹撮影所あるいは株式会社エネットのほうで同じように協賛金を調達する活動をします。その中で集まった協賛金をこちらの不足分を補填するように使っていただけということの規定しているところでございます。

○委員長（小田百合子君） よろしいですか。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） お尋ねします。

きょう初めて私は覚書2というのを、そういうことをされたというのを知りました。今手元に見せていただいている、非常にわかりにくい文章なんで、じっくり見ないとわからないんで

すけど、まずこの覚書がされたことについて、最低担当委員会には報告されていて、中身についての説明があったのかどうかというのがまず1つ。それからもう一つは、一番これが問題になってるわけですけど、赤磐市の入札業者への協賛金集めの状況、具体的に職員が3名ですか、この事業にかかわった職員の名前が3名上がっておりますし、副市長も市長も御自分が集めていると公言されているわけですから、入札業者への働きかけのこと、この2つについて教えてください。

○委員長（小田百合子君） 友實市長。

○市長（友實武則君） まず、覚書の2号について、これはあくまで実行委員会あるいはエネットさんそれから協賛会社の共有する情報として、赤磐市にその情報を公開する権限とかございませんので、これは担当常任委員会に現物はお出しはできておりませんが、口頭説明によってこの市の協賛金が、市といいますか実行委員会が不足を生じたときの手だてと申しますか、赤磐市費から支出はないものというふうなことで説明はさせていただきました。

それから、協賛金をお願いするために、赤磐市の職員あるいは市長、副市長が指名業者に対して働きかけをしたのはどうかということですけども、確かに先ほども言いましたが、18の企業、団体さんの中には赤磐市の指名の企業もいらっしゃいまして、ここらには私のほうが直にお願いに行った次第でございまして、副市長はいろんな意味で誤解を受けてはいけないので、指名の業者のところには行っておりません。赤磐市の総体としては、指名業者にもお願いに行ったということでございます。これが赤磐市の例えば工事発注等で不正のもとになるのではないかという話でございますけども、そういったことは一切ございません。そういったことで御理解よろしく申し上げます。

○委員長（小田百合子君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もう一つ違う側面から聞きたいのは、最初にお話しされてた覚書、もっとわかりやすく言うと製作実行委員会の規約ですよね、ここには製作実行委員会の役割、業務の範囲の中の3条の3、映画製作のための協賛会社の募集、協賛金の収集及び管理に関することというのが製作実行委員会の仕事だとうたわれているわけですけども、今の市長のお話ですと、エネットと直接協賛企業との契約に変わったと。この製作実行委員会の規約上はちょっとイレギュラーですよね。製作実行委員会が協賛金の収集と管理をやるんです、この実行委員会の規約では、だけど、実質的にはエネットとの契約になったので、書面を残さず口頭の報告だけしか聞いてないと。何か口頭でするということに何となくうさん臭さを感じますが、なぜ規約でそううたっているのにそういうふうに変ったのかということが一つ。

それからもう一つ、副市長は誤解を招くかもしれないというのが意味わかりませんが、市長しか指名業者には行ってないということですが、3名の職員の名前が上がってますが、業務に携わっている、この3名の方の……。

○委員長（小田百合子君） 原田委員、本日朝お渡しした資料はまだ皆さんが目を通しておら

れませんので、そこに入って行くのはちょっとお控えください。次にやりますので。

○委員（原田素代君） 済みません。そしたら、とりあえず3名の職員が市長と同じように指名業者に入っているかどうかということもお尋ねします。

○委員長（小田百合子君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 済みません。規約がなぜ変わったかでもいいんですか。

規約は変わっちゃいないんですけども、先ほども申し上げましたように、振り込み先は3者の協議によって実行委員会からエネットさんへ直にということになりまして、これは口頭で報告というの、その前提に書面としては、先ほども言いましたように、契約書という書面がこれは当然実行委員会も押印して名前を連ねるわけですから、当然3部つくって1部は実行委員会です。その契約書に基づいての振り込みあるいは契約書が押印の上届いたという確認、報告等は口頭でやっています。それで我々はその協賛の受け渡しが円滑に行われていることを確認しながら事務を進めていったということでございます。

それから、3名の職員が指名業者に当たったのかということですか。それでいいんですか。

○委員（原田素代君） 市長以外で指名業者への働きかけがあったかどうかをお尋ねしています。

○市長（友實武則君） 指名業者にお願いをしたのは全て私が行っておりまして、その他の職員は随行という形では行ってますけども、私が行ったということでございます。

○委員長（小田百合子君） よろしいですか。

治徳委員。

○委員（治徳義明君） 済みません。先ほど指名業者等のお話がありましたので、指名業者に市長がお声をかけたこと、こういうことなんですけれども、私が理解している入札システムでは、赤磐市の、公正公平な入札システムがとられているんだらうと、今回の問題以外についても公正公平な入札システムがとられているんだらうと思うんですけども、現状そういうふうには理解をしていますが、現状の入札システム、簡単に説明していただければありがたいですけれども。

○委員長（小田百合子君） ここで申し上げますけれども、きょう質問するという内容は文書で市長に前もって渡しておきました。ほぼこれで済んだと思います。ですから、お答えによっては今後のことで相談していきたいと思っておりますので、深く掘り下げるといことはきょうはやりたくないというふうになってますので、お気をつけください。

北川委員。

○委員（北川勝義君） 僕は最初言っただけで黙って聞きようたんじゃけど、さっき委員長が総務委員会のときのなかったというて言うんですけど、総務委員会終了後に協議会を行ったということで全部粗原稿ありますから、それを見てもらうたら粗はありますから、テープとったのはありますから見ていただきゃあいいが、1点確認をあえてさせていただきたいと、私が

総務文教委員長じゃから言わせていただいております。

それから、もう一点、先ほど原田さんが言われた、委員同士抗議することも何にもねえんじゃないけど、何か僕ら知らん、朝渡したとか、特定の人だけ渡して僕らにはくれずに百条委員会すると、僕らは全然内容もわかりませんが。

○委員長（小田百合子君） それです。

○委員（北川勝義君） これか。朝渡したというのはここ置いとったということ。

○委員長（小田百合子君） だから、それは全く協議してませんので、踏み込まれると御注意するんです。

○委員（北川勝義君） ちょっと待ってください。はっきり言って、どうかわからん。蚊帳の外じゃから、別にそれでどうこう不満言ようるわけじゃありませんし、やっぱりやられるんじゃないら同じように同時に書類についても同時配付とか同時にしていただき、委員長、副委員長にお任せしとるので、僕は委員長に任せているということを絶えず言わせていただきよんで、していただいとると思うんじゃないけど、今僕勘違い、今言うたんあったんで、ぜひそういう今後もお願いしたいと思います。それちょっとお願いしておきますんで。

○委員長（小田百合子君） はい。

はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済いません、委員会についての要望は、委員会が終わった後におっしゃっていただいて、目の前のことに集中していただいたらありがたいと思うんですが、後ほどお話を聞きますから、そういったことについては。

○委員（北川勝義君） 論議の話をしよんじゃねえんじゃ。

○副委員長（佐々木雄司君） いやいや、進め方の話ですから。後ほど聞きますから。

○委員長（小田百合子君） やめてください。

以上で友實……。

○委員（北川勝義君） 委員長、ちょっと確認だけさせてください。

○委員長（小田百合子君） 進行したらいけませんか。きょうは……。

○委員（北川勝義君） さっき僕がこうだったというんだけわかっていただいとかなんだら、違ういうんだけ、それだけ確認。

○委員長（小田百合子君） はい、わかりました、それはわかりました。

○市長（友實武則君） 委員長、ちょっとよろしいでしょうか。

○委員長（小田百合子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 質問をお受けしていない部分があって、実はきょう委員の皆さんに誤解があってはいけないので、私お答えできるように準備していたことの一つに、協賛をいただいた企業あるいは団体の皆さんに私日にちをかけてそのトップの方に一人ずつおわびをすると同時にこの場で企業名、団体名をお話しをする承諾をいただいた企業が何社かありまして、こ

れについては私ここで申し上げたほうが誤解を生まないことになろうかと思いますが、いかがでございましょうか。

○委員長（小田百合子君） お聞きしましょうか。

じゃ、その何社かをここで報告してください。

○市長（友實武則君） それでは、済いません、お知らせさせていただきますが、まず赤磐市内の企業については3社お願いしていただいております。1社はみのる産業株式会社さん、それから西山企業グループさん、アルム株式会社さんの3社でございます。そのほかは赤磐市外業者でございます。15企業、団体がございます。順番に申し上げますと、株式会社成通さん、安田産業株式会社さん、株式会社岡山丸果さん、JAグループ岡山さん、岡山東農業協同組合さん、株式会社山陽新聞さん、株式会社岡山ガスさん、内山工業株式会社さん、ヒカリ産業株式会社さん、岡山ダイハツ販売株式会社さん、テイカ株式会社さん、ほか4社でございます。この4社については、この場で公表をすることについて御了解がいただけておりませんので、名前は控えさせていただきます。

以上です。

○委員長（小田百合子君） わかりました。

ちょっと待ってください。進行に協力してください。

友實市長に対する調査をこれで終わります。

一応これで終了いたしますが、よろしいか。

○委員（治徳義明君） 済みません、今のことで1つだけ確認です。

○委員長（小田百合子君） 治徳委員。

○委員（治徳義明君） 今市長のほうが市内3社、市外15社、協賛金をいただいたということですけども、協賛金、広告目的でありますけれども、他の4社というのは公開時には公開されるということでしょうか。

○委員長（小田百合子君） 友實市長。

○市長（友實武則君） この4社についても公開時にポスターあるいは映画のエンドロール等で名前が出てくることになろうかと思いますが、これはまだその協賛会社の意向を酌んだ形になりますので、はっきりそうなるとは言い切れない部分はございますが、恐らくそうなると思います。

○委員長（小田百合子君） 治徳委員、よろしいか。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（小田百合子君） これで終わります。

○副委員長（佐々木雄司君） 私のほうから1点だけお尋ねをしたいと思います。

覚書の2番のほうで、市長のほうで7月16日に交わしていただいているものでありますけども、この中の第3条の2、一番最後のところに協賛者から募ると書かれているんですが、この

18社というのはこの製作実行委員会が募ったものという内容でよろしいでしょうか。確認です。

○市長（友實武則君） 済いません、もう一度お願いします。

○副委員長（佐々木雄司君） 平成27年7月16日に映画製作に係る製作協力に関する覚書ということで甲乙丙交わしていただいています。この交わしていただいている中の第3条の2、このところに募ると書いてありますけども、この募ると書いてあるものに基づいて18社から協賛金を募ったということよろしいんですか。

○委員長（小田百合子君） わかりましたか、友實市長。

○副委員長（佐々木雄司君） 一番最後のところに募ると書いてますけども、協賛金を。

○委員長（小田百合子君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 協賛を同意いただいた方から募るわけで、この時点で先ほど申し上げました18企業、団体が確定していたわけじゃないので、この時点で協賛者の中に先ほど申し上げた会社が包含されとるということではありません。この時点で、その時点以降も含めて、協賛をお願いしておりますので、そういった総括的な協賛者という意味でございます。

以上です。

○副委員長（佐々木雄司君） いや、結果的に募ったんですよね。結果的に募って18社というものが存在するんですよね。募った結果18社というものの存在ですよね、ということです。そういうことでしょ。

○委員長（小田百合子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 募ったといいますか、お願いに行って、もちろんお断りいただいたところもでございますので、最終的にこの18社、団体の企業、団体が同意をいただいて協賛をしていただいたということです。

以上です。

○委員長（小田百合子君） それでは、これで友實市長への意見聴取は終了いたしました。長時間ありがとうございました。御退席して下さって結構です。

ここで、35分まで休憩を入れてあとをやります。

午前11時18分 休憩

午前11時35分 再開

○委員長（小田百合子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて……。

静かにしてください、会議を再開しました。

2番目のその他に入ります。

執行部から求めておりました資料が届いております、けさ一番に机の上に皆さん置かせていただいたので、先ほどその中をめくって話題にされましたけども、これは次にやります。次

回1月13日にこの出された資料に基づいた調査を行って、そのときは協議会とさせていただきますので、傍聴の方も報道陣の方も入室できないということで、作業部会のような形でいたします。そのときに、やっていいこと悪いことなどを含めて、水谷弁護士からアドバイスもいただきながらやりたいと思いますので、13日には必ず御出席いただきたいと思います。

○委員（北川勝義君） ちょっと委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） そりゃあ、いけんよ。

○委員長（小田百合子君） 何がいけないんですか。

○委員（北川勝義君） 議運でもやったり、その今言うんで、1月13日は調査特別委員会をするということになっとんじゃから、仮にじゃったら、委員長……。

○委員長（小田百合子君） 始めてすぐ切りかえます。

○委員（北川勝義君） だったらそう言わにゃあ。委員会をして、それから暫時休憩して、協議会して、するというて言うていただかなんだら、わかるでしょう言ようること、それを思うた。

○委員長（小田百合子君） 今度議運がもうすぐあるので、そこで説明すればすみませので、大丈夫です。

○委員（北川勝義君） わかる、わかる、そこで、委員長がそれをしてくれなんだら、出せ出せ言うて、いつするんじゃ、出せというて言よんのときてまたおかしゅうなろう。今ここへおられる方はわかったわや。おられん方傍聴に来たら、こんだらどうしたん、協議会じゃというて大変なことになる。

○委員長（小田百合子君） 要するに、もうすぐ議運がありますので、そのときにきちんとした形で出させていただきますので、皆さんよろしく御協力お願いします。

この資料については、余り中身に隠さなければいけないようなことはないので、公開した上でここでまず調査します。そして、それに基づいて次の委員会をいつにするか、証人喚問をいつにするかということを決めさせていただきたいと思いますので、お正月休みに申しわけないですけど、しっかりと中身を精査してから13日出席していただくようにお願いします。

委員さんからほかに何かありますか。

そのことだったら、はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 公開せられる言うた、いつ、何のことを言よんか、もうちょっと説明を。

○委員長（小田百合子君） 要するに、秘密にしないということです。協議するときの中身は協議会ですから秘密会になりますけれども、だけど出された資料は、それを隠すということはいたしません。

はい。

○委員（北川勝義君） 僕が何を言いたかったというのは、1月13日、これについて委員会をして協議会に切りかえてやるということですよ。それで納得したんじゃないけど、それまでにこの出たのを公開する言うたんが、もしこれを公開して、まあ出とることじゃけど、公開すぐされたら僕らが審議しよる話よりおかしゅうなるんじゃないかねえかな、ちょっと違和感があったんで再度確認をしたかったんで、そういう意味じゃっただけじゃ。

○委員長（小田百合子君） 公開という言い方が悪かったかもしれませんが、とにかく秘密文書ではありません。

○委員（北川勝義君） オープンにするということ。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） この文章も含めて、きょうの参考人招致についての市長の話にもう入っていいんですね。

○委員長（小田百合子君） もちろん。

○委員（原田素代君） 両方ですね。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） きょう友實市長参考人として来られて、話をお伺いして、ちょっと意見として申し上げておきます。

私は今回の一連の案件は、1年数カ月議会や委員会ですっかりといろんな形で審議して可決したものであり、また不祥事件ではないと思ひまして、と考えて、百条委員会の設置には反対をさせていただきました。しかしながら、賛成多数で可決をして、産業建設常任委員会で選出されて、今まで公正公平に調査をしていかなければいけないという思いで今までやってきております。恐らく賛成された委員の皆さん、反対された委員の皆さんも公正公平に調査をとる思いは一緒なんだろうと思ひます。その上で、それを前提として、きょう友實市長の御発言を考えてみますに、恐らく決議のときに調査事項として上げられた5項目というのがありますよね。それで、設置後に4ページにわたる経緯文を作成しました。また、市長に意見を求めると称した5項目、こういったものが委員の皆さんの疑念であったり不信感であったり調査すべき案件だったんだろうと思ひますけども、きょうの友實市長の御発言でほぼ疑念は払拭されたんじゃないかと私は思っています。

○委員長（小田百合子君） もういいじゃないですか。委員同士でやらないでください。

○委員（治徳義明君） 私は考えを申し上げているんで、特に重要だと思われている協賛金の

お金の流れであるとか、副市長の件であるとか、それと秘書企画課がなぜ介在したかとかというようにことも明確にお答えになられて、私個人的には問題はないんだろうと思います。ですから、終結に向けてかじを切るべきだろうと、こういうふうに、今すぐとは言いませんけれども、切るべきだろうとこういうふうに、きょう市長の御意見をお聞きして感じました。

逆に言えば、これ以上執拗にするということは、協賛をいただいた関係各位の方であるとか、映画関係者の方であるとかに不利益を生じる可能性もあるので、大きな問題になる可能性もあるので、その辺をしっかりと考えていただきたいと、このように思います。意見として申し上げます。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 僕は最初に、前回に僕は言うた、僕がな、それはそれでええんじゃけど、僕は意見はええって、僕、意見と考え方というて、それから筋の質問もしたんじゃからええんじゃけど。また今こんな来てからいうて、僕はもうこれでええと思うんです。僕も初めからそう思いよん。それを今さらどうのこうの言うて、ここへしてやったんじゃから、やりよんじゃから、ええとか悪いとかじゃのうて、また言うたらまた反論、個人的な、執行権の介入なんか僕はする意味はねえと思うとる。しかし、議会で決まったことはしていかんやえんのじゃから、それを言ようるこっちゃから、今さらああじゃ、こうじゃ一人で言う話じゃねえと思う。悪いとか味方とか味方せんでもええけど。ただ一点この資料の中で、出す言うたんで、みんながどう思うかわからんのじゃけど、ゼロ円じゃとか1,000円があるんじゃ、通帳のこの部分だけとったほう、出さんほう、公開せんほう、ええんじゃねん、先生、どねえなんですか、これ。前は先生ら名前も人も皆出しゃあええというて言われたんじゃけど、弁護士と相談したら言われたん。ちょっとこれだけは僕は出んほうが、1億円あったとしても、ゼロ円の通帳のほうはコピーを出さんほうがええんじゃねえかなあと思うたんで。ここの委員会はええんで。

○委員長（小田百合子君） 私の判断では、ゼロだから公にしても構わないという判断です。これに……。

○委員（北川勝義君） 1,000円もあるんで。

○委員長（小田百合子君） はい、通帳をつくるためのお金ですから。だから、そこの中身については今度1月13日にしっかりと精査をして、そして治徳さんも言われますけども、13日に精査をして、それでもおかしいことはないというふうになればまた方向を変えていく可能性もあります。

だけど、今から方向のかじを切るということはできません。やはりきちんと調査をした後でないといけませんので、最後まで御協力よろしく申し上げます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 治徳さんの御発言なのですが、公平公正な百条委員会の運営に当たるに当たって、治徳さんがこの段階で証人喚問もしない、参考人質疑が終わった段階でもう幕を閉じてもいいのではないかまでおっしゃるといのは、これは公平公正さを欠きます。こういう発言は控えていただきます。

○委員長（小田百合子君） 原田委員、議員間での意見の相違をこの場でやり合わないでください。やめてください。やめてください。やめてくださいと言ってます。

○副委員長（佐々木雄司君） 済いません、資料の件でちょっと1個いいですか。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 済いません、委員会の方に前回資料のほうの提出をお願いを私のほうからも何点かさせていただいて、今手元のほうに来ている資料の一覧といいますか、になるんですが、私が申し上げたものとは違うものが来ておりまして、もう一度これで本当にいいのかというところの再確認と、もしあるのであればちゃんと正しくこういうものが欲しいんですよということで再度求めていただきたいと思っています。

何がどうなってるのかと言いましたら、この製作実行委員会議事録みたいなものが来ているんですが、私この議事録は求めておりませんで、私が求めたのは製作協力実行委員会、赤磐市の総合政策部のほうでかかわるその部分に関しての事務書類全てということでありました。それが本日あるのかないのかみたいなことの御答弁もありましたから、本当にないのであればいいんですが、もしあるのであればメモに至るまでいただいて確認をしたいなあと思っておりますので、改めて済いません、委員長、よろしくをお願いします。

○委員長（小田百合子君） 13日にそういうことについて協議いたしますので。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、わかりました。

○委員長（小田百合子君） きょうはこれにて終了いたします。

御苦労さまでした。

午前11時45分 閉会